

○農林水産省告示第二千三百十一号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二十六条第一項の規定に基づき、飼料の公定規格（昭和五十一年七月二十四日農林省告示第七百五十六号）の一部を次のように改正する。

平成三十年十月十九日

農林水産大臣 吉川 貴盛

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前																				
第2章 アミノ酸及び非フィチン態りんの成分量並びに可消化養分総量等の値の計算方法 1 (略) 2 配合飼料の非フィチン態りんの成分量 (略)	第2章 アミノ酸及び非フィチン態りんの成分量並びに可消化養分総量等の値の計算方法 1 (略) 2 配合飼料の非フィチン態りんの成分量 (略)																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="170 493 624 523">フィターゼの種類</th> <th data-bbox="624 493 1104 523">算出方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="170 523 624 659">飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）別表第2の8の(139) フィターゼ（その1）</td> <td data-bbox="624 523 1104 659">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="170 659 624 727">同(139) フィターゼ（その2の(1)）</td> <td data-bbox="624 659 1104 727">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="170 727 624 796">同(139) フィターゼ（その2の(2)）</td> <td data-bbox="624 727 1104 796">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="170 796 624 863">同(139) フィターゼ（その2の(3)）</td> <td data-bbox="624 796 1104 863">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	フィターゼの種類	算出方法	飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）別表第2の8の(139) フィターゼ（その1）	(略)	同(139) フィターゼ（その2の(1)）	(略)	同(139) フィターゼ（その2の(2)）	(略)	同(139) フィターゼ（その2の(3)）	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1126 493 1581 523">フィターゼの種類</th> <th data-bbox="1581 493 2065 523">算出方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1126 523 1581 659">飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）別表第2の8の(138) フィターゼ（その1）</td> <td data-bbox="1581 523 2065 659">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1126 659 1581 727">同(138) フィターゼ（その2の(1)）</td> <td data-bbox="1581 659 2065 727">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1126 727 1581 796">同(138) フィターゼ（その2の(2)）</td> <td data-bbox="1581 727 2065 796">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1126 796 1581 863">同(140) フィターゼ（その2の(3)）</td> <td data-bbox="1581 796 2065 863">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	フィターゼの種類	算出方法	飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）別表第2の8の(138) フィターゼ（その1）	(略)	同(138) フィターゼ（その2の(1)）	(略)	同(138) フィターゼ（その2の(2)）	(略)	同(140) フィターゼ（その2の(3)）	(略)
フィターゼの種類	算出方法																				
飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）別表第2の8の(139) フィターゼ（その1）	(略)																				
同(139) フィターゼ（その2の(1)）	(略)																				
同(139) フィターゼ（その2の(2)）	(略)																				
同(139) フィターゼ（その2の(3)）	(略)																				
フィターゼの種類	算出方法																				
飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）別表第2の8の(138) フィターゼ（その1）	(略)																				
同(138) フィターゼ（その2の(1)）	(略)																				
同(138) フィターゼ（その2の(2)）	(略)																				
同(140) フィターゼ（その2の(3)）	(略)																				
3・4 (略)	3・4 (略)																				

附 則

この告示は、公布の日から施行する。